

台東区中小企業 融資制度のご案内

融資あつ旋制度について

本制度は、台東区の協調金融機関および東京信用保証協会の協調の上に成り立っている「融資あつ旋制度」です。区では中小企業の皆さんの借入負担軽減を図るため、条件によって利子・信用保証料を補助しています。区が直接資金を融資するものではありません。

本制度（一般制度）をご利用できる方

※次の各号に該当する法人または個人の方

- ① 法人は台東区内に営業の本拠かつ本店登記を有し、同一場所で同一事業を直近1年以上営んでおり、今後も引き続き区内で営業される方。
- ② 個人は台東区内に営業の本拠（確定申告上の主たる売上のある事業所）を有し、同一場所で同一事業を直近1年以上営んでおり、今後も引き続き区内で営業される方。
- ③ 東京信用保証協会の定める保証対象業種を営み、許認可を必要とする業種にあっては、その許認可を受けていること。
- ④ 申込をする日までに納期の到来している法人税（所得税）、事業税および住民税等を完納している方。
- ⑤ 個人にあっては、原則、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。
- ⑥ 次の規模に該当すること（中小企業者の定義）

※資本金か従業員数のどちらかが該当していれば対象になります。

※NPO法人は資本金要件がありませんので、従業員数が該当していれば対象になります。

業種	資本金	従業員
製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業) 並びに工業用ベルト製造業を除く	3億円以下	900人以下※
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業(旅館業を除く)・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下※
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

※NPO法人の場合、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下となります。

お申込み・お問い合わせ

産業振興課 融資担当

〒111-0056 台東区小島2-9-18-1F 台東区中小企業振興センター内

電話 5829-4128(直通) FAX 5829-4127

URL https://www.city.taito.lg.jp/bunka_kanko/jigyoukeiei/yusijoseikin/yushiseido/top.html



台東区中小企業融資制度概要

- 貸付利率が下がると区補助率が下がります。
- 返済方法は毎月元金均等割賦返済です。原則として信用保証協会の信用保証を要します。

制 度 名 (略称)	使 途	融資あつ旋対象者
長期事業資金 台 長	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方
	設 備	
小規模企業小口資金 台 小	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方に加え従業員数が製造業等(建設業・運送業・不動産業含む)及びサービス業のうちソフトウェア業・情報処理サービス業、旅行業、宿泊業・娯楽業は20人以下(宿泊業・娯楽業のNPO法人は5人以下)、卸売業・小売業・飲食業・サービス業は5人以下、医業のうち法人は20人以下、個人は5人以下の事業所
	設 備	
返済条件付資金 台長返 台小返	運 転	台長返はP1「本制度をご利用できる方」に該当する方に同じ 台小返は小規模企業小口資金対象者と同じ まとめる債務は台長・台小・台保であつ旋した債務の いずれかになります まとめる債務は返済開始後3か月の経過が必要です 申込金額はまとめる債務に最低100万円か、まとめる 債務の半分以上の額を追加してください (注)一度まとめた債務を再度まとめることは出来ません (注)責任共有制度保証割合にご注意ください
小規模企業保証資金 台 保	運 転	小規模企業小口資金対象者に同じ この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計 残高が2,000万円以下であり、 国の全国統一保証制度(小口零細企業保証制度)を 利用しようとする方 ※NPO法人はご利用いただけません
	設 備	
借換特別資金 台借換	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方に同じ まとめる債務は台借換・短期特別資金以外の区であつ旋 した融資すべてが対象になります まとめる債務は返済開始後3か月を経過し、 2本以上残っていること 追加額は原則加えられません (注)責任共有制度保証割合にご注意ください
短期運転資金 台 短	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方に同じ (注)1年に1回のみの申込みとなります(不実行の場合は この限りではありません)

※融資あつ旋対象は、事業資金に限られます。

- 運転資金:商品・原材料の仕入れ、人件費の支払い、家賃・礼金・更新料の支払い、買掛金・支払手形の決済、外注費、広告宣伝費等
- 設備資金:店舗・工場・事務所等の新・増改築、建物の購入、機械・器具・装置の購入、備品類の購入、車両の購入、保証金・敷金の支払い等

●信用保証を受けた場合、信用保証協会に信用保証料をお支払いいただきます。

●保証人及び担保については信用保証協会（協調金融機関）の

要件によります。

※年度途中で制度や利率変更のある場合があります。

利率は令和6年4月1日現在

融資あっ旋限度額 ※申込金額は万円単位です	貸付期間 (元金返済3か月以上)	利率(年利)			保証料 区補助
		貸付	区補助	本人	
3,000万円 (台長・台小・台長返・台小返・台保・借換資金の残高を含む)	7年以内 (内据置6か月以内)	2.2% 以内	0.55% 以内	1.65%	1/3 ただし 50万円限度
	9年以内 (内据置6か月以内)				
1,000万円 (台長・台小・台長返・台小返・台保・借換資金の残高を含む)	5年以内 (内据置6か月以内)	2.2% 以内	1.1% 以内	1.1%	全額
	7年以内 (内据置6か月以内)				
台長に同じ	7年以内 (内据置6か月以内)	2.0% 以内	0.55% 以内	1.65%	全額
	5年以内 (内据置6か月以内)		1.1% 以内	1.1%	
2,000万円 (信用保証付き融資残高を含む)	5年以内 (内据置6か月以内)	2.0% 以内	1.0% 以内	1.0%	全額
	7年以内 (内据置6か月以内)				
まとめる債務と その保証料相当額	10年以内	2.4% 以内	0.9% 以内	1.5%	
500万円	1年以内 (内措置3か月以内)	1.5% 以内	1.2% 以内	0.3%	全額

※対象とならない資金

納税、借入金の返済、赤字補填、生活資金、住宅資金、投機資金、すでに支払い済みの購入代金等

特 殊 制 度	制 度 名 (略称)	使 途	融資あつ旋対象者	
	開業支援資金	台 開	運 転 設 備	融資希望額の3分の1程度の自己資金を有し、住民税等を完納してあり、区内で開業される方で次のいずれかに該当すること (1)事業主でない個人で、個人または法人で創業しようとする方 (2)分社化(※)しようとする方 (3)事業主でない個人が、個人または法人で創業し、創業後1年未満の方 (4)分社化(※)により創業し、創業後1年未満の方 (5)特許・意匠登録・法律に基づく資格により創業する方、また創業後1年未満の方（詳細についてはお問い合わせください） (注)開業計画書等の書式が必要となります（区ホームページからダウンロード可） (注)NPO法人での申込みの場合は事前にお問合せください 他にも要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください 商工相談員との面談が必要ですのでご予約ください
	事業転換・多角化資金	台転角	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方で、事業の転換または多角化をしようとする方 詳細についてはお問い合わせください 商工相談員との面談が必要ですのでご予約ください
			設 備	
	倒産関連防止資金	台 連	運 転	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方のうち、取引先の倒産により次のいずれかに該当する方 (1)中小企業信用保険法1号認定を受けた方 (2)東京都中小企業制度融資要項規定による都へ届出のあった倒産企業に対し、債権を有する方 詳細についてはお問い合わせください 面談が必要ですのでご予約ください
	環境改善資金	台 環	設 備	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方のうち、次の各号のいずれかに該当し、台東区環境課の認定等を受けた方 (1)公害の発生を防止するために必要な設備の設置等(2)「九都県市指定低公害車」に認定されたエコカーの購入または買い替え（中古車・新車は問いません）(3)事務所や店舗などの改修・改築工事でアスベストの除去等の工事(4)東京都台東区民間施設緑化推進要綱第10条に基づく助成金の交付決定を受けたもの(5)台東区我が社の環境経営推進助成制度実施要綱(24台環第865号)の助成対象となる機器等の設置(6)ISO14001やエコアクション21の取得などの環境マネジメントシステムの導入
	ワークライフバランス資金	台調和	運 転 設 備	P1「本制度をご利用できる方」に該当する方のうち、台東区人権・多様性推進課による台東区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定を受けており、次の各号のいずれかに該当する費用を必要とする方 (1)仕事と子育ての両立支援 (2)働きやすい職場環境づくり (3)仕事と介護の両立支援

その他、特殊制度の団体資金(台団)、商店街共同施設設置資金(台街)については事前にお問合せください。また、火災等の災害にあうなど事業に甚大な影響を受けたときはご相談ください。

(※)この場合の分社化とは、中小企業者である法人が出資して、子会社を設立する場合などが該当します。代表者、役員の個人出資で子会社を設立する場合は、分社化とはみなされません。

※年度途中で制度や利率変更のある場合があります。
利率は令和6年4月1日現在

融資あっ旋限度額 ※申込金額は万円単位です	貸付期間 (元金返済3か月以上)	利率(年利)			保証料 区補助
		貸付	区補助	本人	
1,000万円 (自己資金額3倍程度 の範囲内)	700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万円超 9年以内(内据置12か月以内)	1.8% 以内	1.8% 以内	0%	全額
2,000万円	6年以内(内据置12か月以内) 8年以内(内据置12か月以内)	2.2% 以内	1.5% 以内	0.7%	
750万円 (債権額の範囲内)	6年以内 (内据置12か月以内)	2.0% 以内	1.8% 以内	0.2%	全額
1,500万円	700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万円超 9年以内(内据置12か月以内)	2.2% 以内	1.9% 以内	0.3%	全額
1,000万円 (台調和の過去の貸付金額を含む)	5年以内(内据置6か月以内) 7年以内(内据置6か月以内)	2.2% 以内	1.9% 以内	0.3%	全額

環境改善資金のあっ旋取得のための環境改善施設等認定申請については環境課に、ワークライフバランス資金のあっ旋取得のためのワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請については男女平等推進プラザにお問合せください。

問い合わせ先	所在地	電話番号
台東区 環境課 普及啓発担当	台東区東上野4-5-6 台東区役所6階	03-5246-1281
台東区 男女平等推進プラザ	台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター4階	03-5246-5816

申込みに必要な書類（区で確認後お返しいたします）

※前回あっ旋日から5年経過した場合、初回申込みと同様の取扱いとなります。

	個人の方	法人の方
1	融資あっ旋申込書（緑色） 借換・返済条件付資金の場合は融資あっ旋申込書（紫色）（区所定用紙） 4枚複写の用紙です。実印は全ての用紙に押印してください。訂正の際も実印での訂正となります。	
2	最新の確定申告書・青色申告決算書等 最新の申告分(1期分)をご用意ください。 青色申告決算書・収支内訳書を添えてください。 税務署受付印のあるもの(e-taxによる電子申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」のページ)が必要です。 修正申告している場合は修正申告書もお持ちください。	最新の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書 最新の申告分(1期分)をご用意ください。 勘定科目内訳明細書は科目ごとの明細を全てお持ちください。 税務署受付印のあるもの(e-taxによる電子申告の場合は、「受信通知(メール詳細)」のページ)が必要です。 修正申告している場合は修正申告書もお持ちください。
3	納税証明書 原本(領収書不可・発行日より3か月以内) 税務署発行 所得税(その1) ※最新の申告分に対応するもの または 都税事務所発行 個人事業税 ※最新の申告分に対応するもの 個人事業税が0円の場合は納税証明書が発行されませんので、所得税(その1)を取得してください。 滞納や分納されている場合は、あっ旋の対象になりませんのでご注意ください。	納税証明書 原本(領収書不可・発行日より3か月以内) 税務署発行 法人税(その1) ※最新の申告分に対応するもの または 都税事務所発行 法人事業税 ※最新の申告分に対応するもの 滞納や分納されている場合は、あっ旋の対象になりませんのでご注意ください。
4	【初回申込(5年経過も含む)および変更のある場合】 市区町村発行 事業主個人の印鑑証明書 原本 (発行日より3か月以内)	【初回申込(5年経過も含む)および変更のある場合】 法務局発行 法人の印鑑証明書 原本 (発行日より3か月以内)
5		【初回申込(5年経過も含む)および変更のある場合】 法務局発行 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明) 原本 (発行日より3か月以内)
6	【設備資金の場合】 右記「設備資金申込み時の注意」を参照ください。 見積書（見積業者の記名、押印、発行日、見積金額、納入先・工事場所等住所の記載があるもの。請求書不可・宛名はあっ旋申込者と同一・発行日より3か月以内・見積有効期限内）	
7	営業の本拠地についての確認書類 ・物件所有者の場合、不動産登記簿謄本（建物）または 固定資産税納税通知書（送付先氏名と課税明細書のページ） ・賃貸借物件の場合、事業用賃貸借契約書（専用可能な部屋やスペースが確保されている契約書） <ul style="list-style-type: none"> ●不動産登記簿謄本（建物）は発行日から3か月以内のもの、固定資産税納税通知書は最新年度のものをお持ちください。 ●賃貸借物件で賃貸借契約書を作成していない場合は、新たに作成してお持ちください。 ●賃貸借契約書は契約期間が切れていないもの、また、融資あっ旋申込時より1年以内に契約更新している場合は、前契約書も合わせてお持ちください。 ●代表者個人所有の建物を法人に無償で貸している場合や転貸借、同居等の場合は<u>事前に区へ必要書類の確認をお願いします。</u> 	
8	情報提供に関する同意書（区所定用紙）	金融機関を変えて申し込む場合は、新たに提出が必要です。
9	【初回申込(5年経過も含む)及び変更のある場合】 委任状（区所定用紙） *金融機関の担当者や税理士等が代理で申込む場合	
10	個人実印（代表者）	法人実印と個人実印（代表取締役）
11	業種に応じて許可証、認可証、届出書、登録証、免許証の写しまたは各種証明書	
12	その他、必要に応じ、書類をお持ちいただく場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ●複数の事業所を有する場合は、事業所別の売上が確認できる資料をお持ちください。 ●NPO法人は別途資料が必要になりますので、事前にご連絡ください。 	

設備資金申込み時の注意

- ①設備資金のあっ旋申込み金額は、見積書の範囲内（万円単位で千円以下は切り捨て）です。
- ②あっ旋対象となる設備は、台東区内に設置するものに限ります。
- ③既に代金支払い済みのもの、またリース契約のものは対象になりません。
- ④営業用車両及び貨物用車両のあっ旋限度額は原則として300万円です。
(乗合・特殊用途自動車、低公害車はこの限りではありません。)
- ⑤事業に関連性がないと認められる装備や必要以上の高級車はあっ旋の対象なりません。
- ⑥事業所（店舗）と住居が併用で、新・改築、または改装の場合、事業所（店舗）部分のみ、あっ旋対象となります。
- ⑦事業所（店舗）の取得・改装の場合、あっ旋対象は、台東区内の物件に限ります。
なお、土地（更地）のみ取得の場合はあっ旋の対象なりません。
- ⑧必要に応じ、設計図面、カタログ、その他書類をお持ちいただく場合があります。
- ⑨運転資金と併用して申込む場合は、最長でとれる返済年数が変わる場合がありますので、区へ事前にご確認ください。

営業の本拠地の確認について

台東区外にも事務所等があり、左記「申込みに必要な書類」（P6）では台東区が営業の本拠地か判断できない場合は、台東区が営業の本拠地であることが分かる書類を提出していただきます。
提出書類については事前に区へ確認をお願いします。

住所・代表者等が変更になった場合

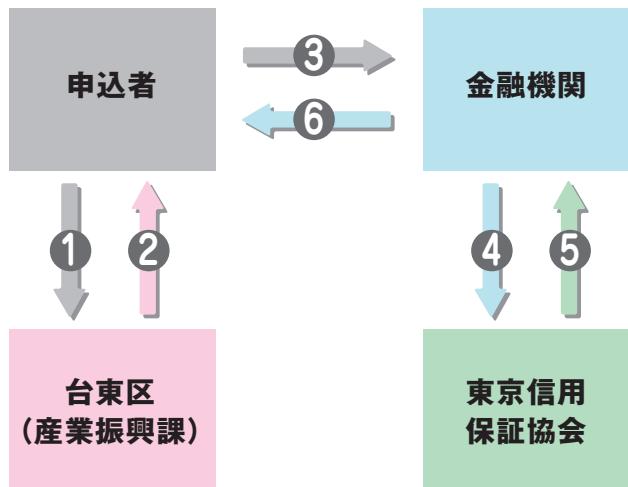
●事業所の内容に変更があった場合、速やかに区へ届け出をしてください。

住所変更	本店登記地	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明）
	営業地	不動産登記簿謄本（建物）、賃貸借契約書等
代表者変更	法人	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明） 法人の印鑑証明書
	個人	個人事業の開廃業等届出書（新旧1通ずつ） 印鑑証明書 債務引受契約証書（全ての債務分について） 営業地確認書類（不動産登記簿謄本（建物）、賃貸借契約書等） 返済用口座の分かる書類 ※死亡を伴う場合は死亡記載のある戸籍謄本または住民票の除票

お申込み方法（一般制度）

※区にあっ旋を申込む前に借入希望の取扱金融機関（P11）に相談をしておくと、あっ旋後の手続きがスムーズです。

- ①申込希望者は、所定の申込書に必要書類を添えて、台東区（産業振興課）に申請してください。
- ②当課は、資格要件等の書類審査を行い、借入希望金融機関あての「融資あっ旋書」を交付いたします。
- ③融資あっ旋書の交付を受けた申込者は、必要書類を添えて金融機関に提出し、融資申込みの手続を行ってください。（あっ旋書の有効期間は3か月です。）
- ④金融機関は、経営内容を審査し、東京信用保証協会へ保証依頼します。
- ⑤東京信用保証協会はこれを審査し、保証決定後、保証書を金融機関へ送付します。
- ⑥金融機関は、東京信用保証協会の決定を受けて融資実行の可否について申込者にご連絡いたします。



**申込みから貸付まで、通常3~5週間かかります。
日数の余裕をもって、お申込みください。**

東京信用保証協会の信用保証について

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業経営に必要な資金を借り受ける場合、その信用を保証することにより借入を容易にし、事業の健全な発展を支援することを目的とした公的機関です。保証にあたっては、①決算内容②経営者の人物③資金の使途④返済能力等を重視して審査を行います。したがって保証を受けるには、日頃からよく自社の経営内容を把握し、帳簿の整理をしておく必要があります。詳しくは下記連絡先にお問合せください。

東京信用保証協会上野支店
台東区元浅草2-6-7 マタイビル5F 電話3847-3171（代表）

○ご利用になれない業種
農業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融、宗教法人、非営利団体（NPO法人を除く）、その他協会において不適当と認める業種。

●関係機関交通案内





融資実行後について（信用保証料補助・利子補助の流れ）

①金融機関が台東区に融資の審査結果を報告



②区が補助申請兼請求書を事業者の営業地に郵送

※信用保証料補助と利子補助では郵送の時期が異なります。



③事業者が補助申請兼請求書に記入・実印押印のうえ、区へ提出



④補助申請兼請求書が区に届いてから概ね1～2か月以内に返済中の口座に補助金を振込

・融資完済後も利子補助が終了するまでは口座は解約しないでください。

※補助申請兼請求書を区が事業者の営業地に郵送する時期

信用保証料補助…融資実行後1～2か月後に発送

(1月～3月に実行された場合は、4月以降にまとめて送付)

利子補助…毎年1月下旬に前年1年間補助分を発送

(完済時は完済月の2～3か月後に送付)

補助申請兼請求書は提出期限がございます。

期限を過ぎた場合、年度が異なる場合の提出は無効となります。

営業地を変更された場合は、必ず住所変更の変更届（区所定様式）を提出してください。

提出期限までに申請手続きをされないと当該年度分の補助は受けられません。

●信用保証料補助を返還していただく場合

補助を受けた融資を繰上完済した場合、信用保証料の一部が信用保証協会より返戻されますので、区の補助した比率に従い返還していただきます。

●利子補助の終了

次のいずれかに該当した場合は終了します。

- ①信用保証協会による代位弁済を受けたとき
- ②条件変更（返済期間延長等）をしたとき
- ③台東区外に転出したとき
- ④事業を廃業したとき
- ⑤繰上完済したとき

年度途中に利子補助が終了した場合は、終了事由に応じて利子補助を行います。

融資制度に関するよくあるご質問

Q. 本店登記地は台東区ですが、営業の本拠地が台東区以外の区市町村の場合、あっ旋の対象になりますか。

A. 営業の本拠地が台東区以外の場合には、あっ旋の対象になりません。

また、営業の本拠地が台東区でも、本店登記地が台東区でない場合はあっ旋の対象なりません。

[個人事業主の場合]

事業主住所	営業の本拠地	あっ旋対象
区内	区内	○
	区外	×
区外	区内	○
	区外	×

[法人の場合]

本店登記地	営業の本拠地	あっ旋対象
区内	区内	○
	区外	×
区外	区内	×
	区外	×

Q. 法人税(所得税)が0円なのですが、納税証明書を取る必要がありますか。

A. 法人税(所得税)が0円でも、納税証明書 法人税(その1)(所得税(その1))を税務署で取得してください。

Q. 代表者(事業主)が申請に行けない場合は、他の者が代理で申請することはできますか。

A. 申請内容と事業内容を把握している従業員やご家族でも申請できます。

ただし、金融機関の担当者や税理士等が代理で申請する場合は、委任状が必要です。

Q. 前回の融資あっ旋申込みから1か月経過していませんが、今回融資あっ旋を申し込むにあたり、再度必要書類を用意する必要がありますか。

A. 申込みの都度、必要書類一式をご用意ください。

Q. 融資あっ旋書の交付を受けましたが、都合により融資を申し込まなかた場合にはどうすればよいでしょうか。

A. 申し込まれたあっ旋の取下げをしますので、あっ旋書すべて(①融資あっ旋申込書、②融資あっ旋書、③融資結果報告書の3枚)を区にお返しください。その際、融資担当まで必ずご連絡ください。

金融機関へ②融資あっ旋書及び③融資結果報告書の2枚を提出済みの場合は、金融機関より報告をいたたくため、事業者様の手続きは必要ありません。

Q. 「信用保証料補助金の返還について」の通知が送られてきましたが、なぜでしょうか。

A. 信用保証料の補助を受けた区の融資を線上完済し、信用保証料の一部が保証協会より返戻された場合には、区が補助した比率(全額または1/3)に応じて返還していただきます。

金額などの詳細は、「信用保証料補助金の返還について」の通知に記載されておりますので、ご確認ください。
ご不明な点があればお問合せください。

Q. 個人で1年以上同事業を行った後、法人成りしました。法人成りからは1年未満ですが、融資あっ旋を申し込むことはできますか。

A. 事業の継続性を確認できれば申し込み可能です。P6の必要書類以外に、開廃業届の写し等の法人成りを証明する書類を提出していただく必要があります。書類については事前にお問合せください。

Q. 営業地がレンタルオフィスやバーチャルオフィスでもあっ旋を取得できますか。

A. 席を自由に移動できるフリーアドレス式のものは不可ですが、使用する場所が定まっているレンタルオフィスであれば、あっ旋可能です。席が定められていないシェアオフィスや、実際にデスク等がないバーチャルオフィスはあっ旋の対象なりません。

Q. セーフティネット保証制度とは何ですか。

A. 災害、取引先金融機関の破綻、大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会の通常の保証枠とは別の保証枠を設けることで資金供給の円滑化を図る国の制度です。

当制度を利用するには、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号または、同法第2条第6項に該当していることについて区の認定を受け、認定書を金融機関等へ持参して東京信用保証協会の保証付融資を申し込むことが必要です。台東区に事業実態がある方は台東区でお申込みいただくことができます。なお、認定の取得は融資をお約束するものではありませんのでご注意ください。



台東区中小企業融資取扱金融機関

●台東区の融資制度がお使いいただける金融機関は下記のとおりです。

普通銀行	
みずほ銀行	浅草橋支店
	稻荷町支店
	上野支店
	三ノ輪支店
	根津支店
	動坂支店
	尾久支店
	浅草支店
	雷門支店
	千束町支店
三菱UFJ銀行	上野中央支店
	浅草橋支店
	日暮里支店
	浅草支店
	上野支店
	雷門支店
三井住友銀行	浅草支店
	上野支店
りそな銀行	秋葉原支店
	上野支店
	日暮里支店
	浅草支店
群馬銀行	上野支店
常陽銀行	上野支店
きらぼし銀行	御徒町支店
	神田支店
北陸銀行	浅草支店
	上野支店
栃木銀行	東京支店
東日本銀行	上野支店
	吾妻橋支店
東京スター銀行	上野支店
大東銀行	東京支店

信用金庫	
朝日信用金庫	本店
	合羽橋支店
	上野支店
	豊島町支店
	西町支店
	ことぶき支店
	浅草支店
	根岸支店
	浅草橋支店
	根津支店
興産信用金庫	浅草雷門支店
	浅草支店
	浅草橋支店
さわやか信用金庫	秋葉原支店
	東日本橋支店
	蔵前支店
東京シティ信用金庫	秋葉原支店
	神田支店
	日本橋支店
芝信用金庫	入谷支店
	かっぱ橋支店
	浅草支店
	三筋支店
	城南信用金庫
東京東信用金庫	神田支店
	浅草支店
城北信用金庫	動坂支店
	日暮里駅前支店
	台東支店
	浅草橋支店
	東浅草支店
	上野支店
巢鴨信用金庫	西日暮里支店

信用組合	
全東栄信用組合	三筋町支店
東京厚生信用組合	浅草支店
江東信用組合	上野支店
大東京信用組合	日暮里支店
	浅草支店
第一勵業信用組合	篠谷支店
	東浅草支店
	秋葉原支店

政府系金融機関	
商工組合中央金庫	上野支店



商工相談窓口のご案内

●中小企業の経営上の悩みに専門家が相談に応じています●

開業、売上改善等、企業経営全般に関する相談を専門相談員がお受けします。

相談時間	午前 10:00~ 11:00~	午後 13:00~ 14:00~ 15:00~	各回1時間単位です
曜 日	取扱い分野 または 相談内容		
月 曜 日	事業計画、売上拡大、人事制度構築、IT活用、資金繰り、経営改善等		
火 曜 日	事業承継、IT活用、人材育成、女性活躍推進、事業計画、営業戦略、販路拡大、経営革新等		
水 曜 日	事業再生、店舗(商圈・立地、集客、オペレーション効率化)、事業承継、販路開拓、業務改善等		
木 曜 日	事業承継、労務、財務、売上促進策、デジタルマーケティング、人材採用、DX等		
金 曜 日	事業計画、財務分析、IT活用、販売管理、経営改善、販路開拓、人材育成等		

相談は 無 料 です! 事前にご予約ください。

相談内容は秘密厳守します。



●交通案内

■公共交通機関でお越しの場合

つくばエクスプレス「新御徒町駅」A4出口 徒歩1分
都営地下鉄大江戸線「新御徒町駅」A4出口 徒歩1分
東京メトロ銀座線「稻荷町駅」 徒歩10分
東京メトロ日比谷線「仲御徒町駅」 徒歩15分
JR「御徒町駅」 徒歩15分

台東区循環バス 東西めぐりん「三筋二丁目」 徒歩1分
(台東デザイナーズピレッジ)

台東区循環バス 南めぐりん「新御徒町駅」 徒歩5分
台東区循環バス ぐるーりめぐりん「新御徒町駅」 徒歩5分

■自転車でお越しの場合

台東区中小企業振興センター入口に駐輪場があります。

■自動車でお越しの場合

施設内の時間貸駐車場をご利用ください。駐車場入口は施設西側です。施設の周囲が一方通行になっておりますので、経路図の赤い矢印のとおりにお進みください。

なお、駐車台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

台東区中小企業振興センター内

〒111-0056 台東区小島2-9-18-1F 午前8時30分～午後5時15分

※センターへお越しの際は出来る限り公共交通機関をご利用ください。(駐車台数に限りがあります。)

融資あっせん・セーフティネット保証制度認定のご相談

台東区 産業振興課

融資

TEL 5829-4128

商工相談のご予約・専門家派遣のご相談

公益財団法人 台東区産業振興事業団

商工相談

TEL 5829-4125

再生紙を使用しています。